

A 1 . 0 1

2 以上の基礎となる商標登録又は 商標登録出願に関する取扱い

- 1 . 国際登録出願は、1 の商標登録又は商標登録出願を基礎とする場合に限らず、2 以上の商標登録又は商標登録出願を基礎とすることができる。
- 2 . 2 以上の商標登録又は商標登録出願を基礎として国際登録出願を行う場合には、その基礎となる商標登録又は商標登録出願（以下「基礎登録又は基礎出願」という。）に係る全ての商標が国際登録出願に係る商標と同一であり、国際登録出願に係る各商品又は役務は、いずれかの基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務に包含されていなければならない。

[説明]

国際登録は、本国官庁に商標登録又は商標登録出願された商標を前提に行うことが基本原則となっており、2 以上の商標登録又は商標登録出願に係る商標が同一である場合は、それらの指定商品又は指定役務を組み合わせる1 の国際登録とすることが可能となっている。

国際登録出願が、2 以上の基礎登録又は基礎出願に基づく場合には、以下の条件をすべて満足するものでなければならない。

複数の基礎登録又は基礎出願に係る商標がすべて同一であり、かつ、その商標と国際登録出願に係る商標とが同一であること

国際登録出願に係る各商品又は役務については、いずれかの基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務に包含されていること